

平成 24 年分確定申告での注意点

平成 24 年度の改正税法の中で、所得税に関する部分を独断と偏見で抜粋して、おさらいします。**平成 25 年 2 月 18 日から始まる確定申告で直接関わる事項です。**

1 認定 NPO 法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例及び認定 NPO 法人等寄附金特別控除の改正(措法 41 の 18 の 2)

個人が認定(仮認定)NPO 法人に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)または税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

＜所得税額の控除額(税額控除を選択した場合)＞

(寄附金額－2,000 円)×40%

2 生命保険料控除の改組

一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額、個人年金保険料の控除額の合計適用限度額が 12 万円になりました。

3 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除(措法 41 の 14)

金融先物(通貨、金利)、有価証券関連デリバティブ、商品先物の店頭取引に係る所得について、市場取引に係る所得と同様に 20%申告分離課税とした上で、両者の損益通算及び損失額の 3 年間繰越控除が可能になります。

4 減価償却の改正(所令 120 の 2)

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率を 2 倍した償却率(「200%定率法」)に引き下げられました。また、陳腐化償却は廃止されています。

5 金地金等の譲渡の対価に係る支払調書制度の創設(所法 224 の 6、225①十四)

取引業者から、一取引 200 万円を超える金地金等の譲渡をした人の情報が所管税務署に提出されます。納税者としては、譲渡所得としての申告が漏れれば、税務調査を受ける可能性が高まります。

また、平成 25 年 12 月 31 日を最初の基準日として、**国外財産調書の提出制度**が創設されています。平成 24 年分確定申告とは関係ありません。

概要は、毎年末において 5,000 万円を超える国外財産を所有する方は、その財産の種類、数量及び価額等を記載した書類を所管財務所長に提出しなければならない、というものです。平成 25 年 12 月 31 日の保有状況を提出することが最初になります。**“資産フライト”対策**として創設されたものです。

相続課税時に相続財産として補足されることは、想像に難くありません。適正な提出をしない場合には、罰則が用意されています。